



資料編

ここでは、第5次芦屋町総合振興計画の基本構想（平成23年度から平成32年度）を掲載します。

1 第5次芦屋町総合振興計画基本構想の概要

芦屋町の将来像

芦屋町の美しい自然環境や古くから培ってきた歴史・文化は、町の大きな魅力であり、活力あるまちづくりを進めるためには、それらの魅力を最大限に活かしていくことが重要です。

そのためには、芦屋町に住む人々が町の魅力を活かすまちづくりの担い手として育ち、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、第5次芦屋町総合振興計画では、将来像を以下のように設定します。

－ 将来像 －

魅力を活かし
みんなで作る 元気なあしや

将来像に込める思い

魅力を活かし…

海や川などの自然、歴史・文化などの芦屋町の良さ、魅力をまちづくりに活用します。

みんなで作る 元気なあしや…

まちづくりの担い手である住民との協働のもと、活力ある元気な芦屋町をつくります。

施策の大綱

芦屋町の将来像である「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向け、次の7つの基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。

第1章 住民とともに進めるまちづくり

1 地域づくり

行政情報の積極的な公表など、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において行政と住民との協働のまちづくりを進めます。

また、住民一人ひとりがコミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯意識を深めます。さらに、自治区活動や各種団体活動への支援及び地域づくりを進めるリーダーの育成・支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進めます。

第2章 安全で安心して暮らせるまち

1 安全・安心

すべての住民の生命や財産を守るため、地域における防災組織の充実や急傾斜地対策、雨水・排水対策など防災対策に取り組むとともに、消防体制の強化を図ります。また、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯意識の高揚や防犯活動の促進に努めるとともに、交通安全対策の充実など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

第3章 子どもがのびのびと育つまち

1 子育て支援

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、保護者のニーズに応じた保育サービス及び保育施設の充実を図ります。また、子育て支援センターを中心とした育児支援の充実に取り組みます。

2 幼児教育・学校教育

まちの将来を担う子どもたちがたくましく、健やかに成長することができるよう、学力の向上や健康な体づくりはもとより、豊かな人間性や創造力の育成など、学校教育や幼児教育の充実を図ります。また、小学校の耐震化や給食センターの整備など安心して学習することができる教育環境づくりを進めます。

第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

1 社会福祉

高齢者や障がいを持つ人などがいきいきと生活できる社会をめざし、自立や社会参加を促進するための福祉ボランティアの育成や住民相互の助け合いなど、住民が主体的に福祉活動に取り組める仕組みづくりを行うとともに、福祉施設や在宅福祉サービスの整備を行い、地域福祉の推進を図ります。また、健康づくりや生きがいづくり事業の充実に取り組みます。

2 健康づくり

住民一人ひとりの健康の保持・増進を図るため、乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診や健康教室の充実に努め、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。また健康相談による疾病予防、特定健康診査・特定保健指導による医療費の削減などに取り組み、国民健康保険事業の安定化を図ります。

3 医療

町立芦屋中央病院の医療機器の充実をはじめ、各医療機関との連携を図り、住民が安心して生活できるよう地域医療体制の整備・充実に取り組みます。

第5章 活力ある産業を育むまち

1 農業

農地の有効利用と農業基盤の整備を図るとともに、中核農家^(*)をはじめとする担い手の育成支援に取り組み、農業生産の振興を図ります。また、地産地消^(**)や農産物のブランド化を支援し、農業経営の安定化を図ります。

2 水産業

直売所の整備や、つくり育てる漁業の推進などにより地産地消及び漁業経営の安定化を図ります。また、漁業施設の整備や柏原漁港の環境整備により、漁港施設の機能向上や活力ある漁港づくりに取り組みます。

3 商工業

商工会と連携を図りながら事業所の活性化に努めるとともに、船頭町駐車場を活用した中心商業拠点の形成及び企業誘致条例を活用した取り組みなど、住民の利便性の向上と雇用の確保を図ります。

4 観光

美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源に関する情報発信を行いながら、観光資源を活かす公園などの整備に取り組みます。また、観光協会などと連携し、住民が参画するイベントや活動を創出するとともに、歴史ある花火大会など、従来から実施しているイベントの充実や支援により交流人口の増加を図ります。

(*) 中核農家
芦屋町では、経営耕地が1ヘクタール以上の農家を中核農家とする。

(**) 地産地消
地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

第6章 環境にやさしく、快適なまち

1 生活環境

住民の環境美化意識の高揚や省エネルギーの推進、ごみの資源化・減量化など適切なごみ処理を進め、地球温暖化防止と循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

2 公園・緑地

緑地の保全・育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図ります。また、住民や訪れた人が潤いを感じ、さまざまな交流の機会を生み出すことができるよう、公園の整備充実や良好な維持管理を進めます。

3 土地利用・住宅

地域特性に応じた「芦屋都市計画用途地域^{(*)3}」や「芦屋町農業振興地域整備計画」の見直しを検討します。また、定住奨励施策の検討など定住促進に取り組むとともに、町営住宅の長寿命化^{(*)4}及び管理戸数の適正化を図ります。

4 道路・交通

老朽化した生活道路などの整備や歩道のバリアフリー化、橋梁の長寿命化など道路の整備促進に取り組みます。また、近隣市町や関係機関と連携を図りながら、バス交通の運行確保や利便性の向上など公共交通網の充実を図ります。

5 上水道・下水道

計画的な公共下水道施設の整備、浄化センター及びポンプ場の長寿命化に向けた改築更新など、公共下水道の整備充実を図ります。また、適正な受益者負担のもと、下水道事業経営の安定化を図ります。

(*)3 用途地域

「都市計画法」の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

(*)4 長寿命化

公共施設などについて、限られた財源の中で計画的に改築や修繕などを行い、老朽化に伴う事故発生や機能停止を未然に防止し、効率的に施設の維持・管理を行うことで施設の寿命をのばすこと。

第7章 心豊かな人が育つまち

1 生涯学習

「芦屋町生涯学習基本構想」に基づき、住民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ知識を活かすことができる環境づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成や住民の生きがいつくりなどに取り組みます。また、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようスポーツやレクリエーション活動の充実や支援に取り組みます。

2 人権

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題への啓発を進めるとともに、すべての住民が性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、その意識づくりや環境整備に取り組みます。

3 歴史・文化

芦屋町の貴重な文化財・伝統文化を次代に継承するため、文化財の保護や後継者の育成に努めるとともに、芦屋釜の里・歴史の里の活用を図ります。また、芦屋釜の復興のため、鋳物師の独立支援に取り組みます。さらに、ギャラリーをはじめとする文化活動拠点の活用によって、住民の文化・芸術活動の振興を図ります。

4 国際交流

国際感覚豊かな人材を育成するため、ホームステイ派遣事業をはじめ、国際交流活動を担う団体への支援に取り組みます。

■ 計画の実現に向けて

限られた財源の中で効果的な行財政運営を進めるため、行政事務や財政運営の効率化、芦屋町の雇用や財政に大きく寄与してきた芦屋競艇の経営改善など自主財源の確保を図ります。また、組織機構の見直しや研修などを通じた職員の資質向上、広域行政の推進など効果的・効率的な行政運営を進めます。さらに、施策に基づく個々の実施計画の進捗状況や効果について評価を行い、進行管理を進めます。

前期基本計画の体系

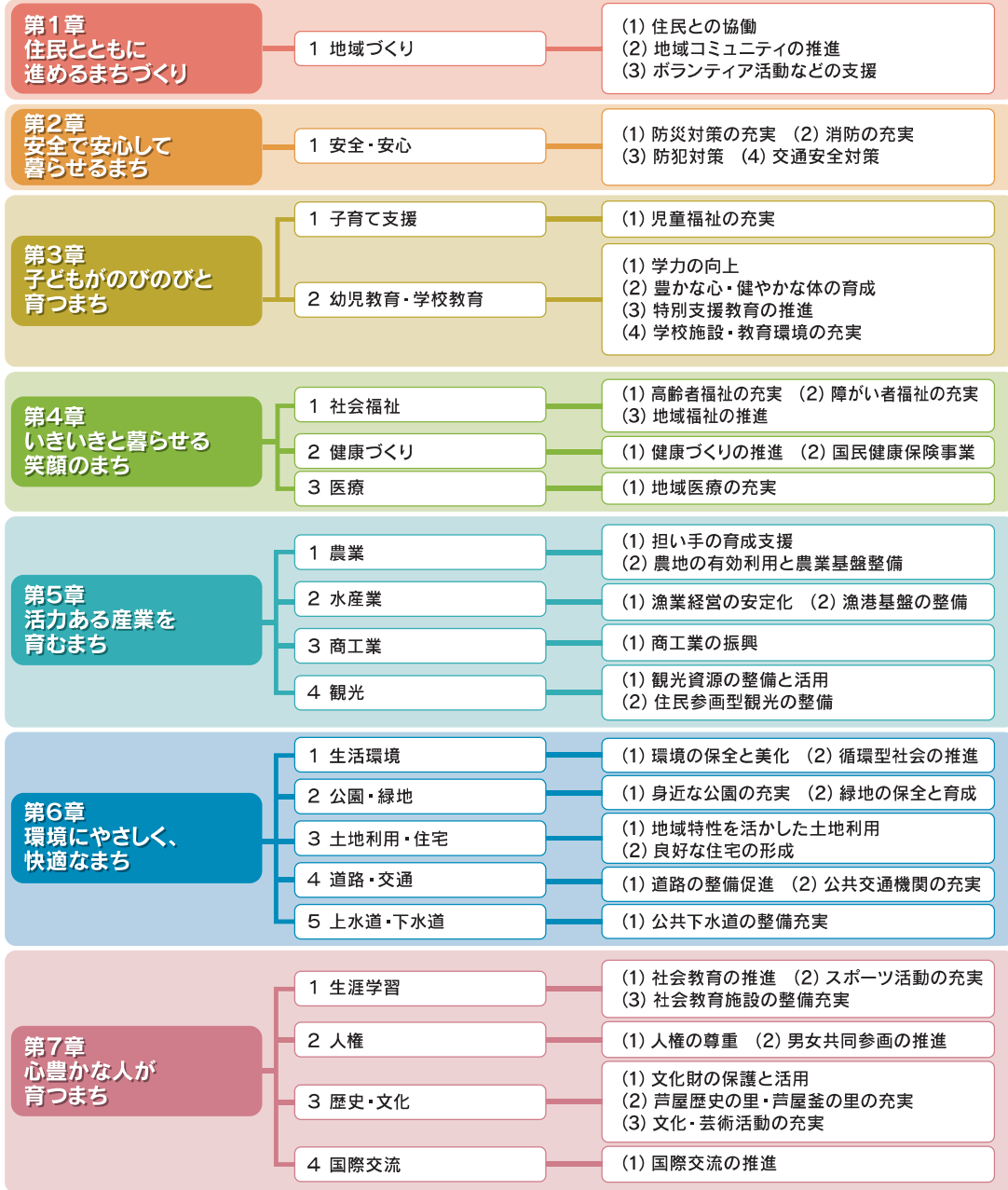
将来像

【分野別目標(案)】

【施策(節)】

【主な取り組み(主要施策)】

魅力を活かし
みんなのでつくる
元気なあしや

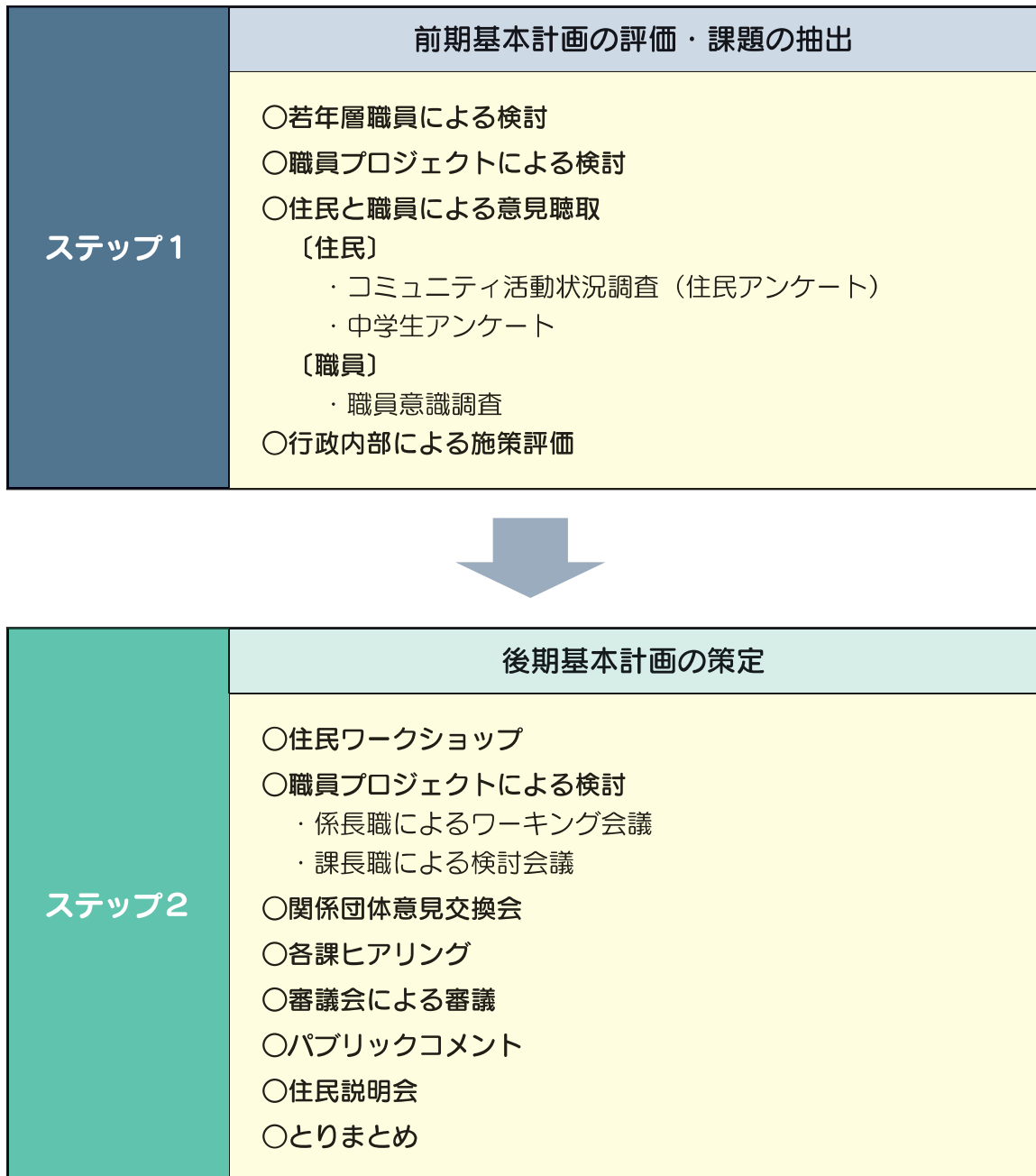


<計画の実現に向けて>

- 健全で持続可能な行財政運営を行います
- 競艇事業の売上向上や経営改善を進めます
- 職員の育成や資質向上を図ります
- 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします
- 広域連携を進めていきます

2 第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画策定経過

第5次総合振興計画・後期基本計画策定のフロー



主な住民参画の取り組み結果

コミュニティ活動状況調査（住民アンケート）	
目的等	町の取り組みに対する住民のみなさんの満足度や重要度・意見を聞き、今後の町の取り組みに反映させることを目的に、5年間で2回実施しています。
実施期間	平成27年1月
対象	町内に居住する20歳以上の方2,000人
回収率	45%
概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・満足度が低い取り組み 「公共交通の利便性」「商店街の整備」 ・重要度が高い取り組み 「防災対策」「地域医療」 ・2年前から満足度が低下した取り組み 「商店街などの整備」「地域医療の充実」「公共交通」 ・2年前から満足度が向上した取り組み 「地域コミュニティの活性化」「子育て支援」

中学生アンケート	
目的等	中学生が感じる芦屋町への意見や提案、「将来こんな町にしたい」といった未来への提言をいただきました。まちづくりに関心を持ってもらうとともに、郷土心の醸成につなげようという目的もあります。
実施期間	平成27年6月
対象	芦屋中学在学生徒 2,3年生 270人
回収率	100%
概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が町長になったらやりたい取り組み 「学校の整備」「交通の利便性向上」「イベントづくり」「遊べる場所づくり」 「店を増やして商店街を活性化」 ・まちに対する好感度 60%（非好感度 10%） ・芦屋町への永住希望 住み続けたい 25% 住み続けたくない 25% どちらともいえない 50%

住民ワークショップ（まちづくりワークショップ）	
目的等	「まちの宝探し」というテーマで、「変えたいところ（弱み）」「伸ばすべきところ（強み）」について、4つのグループに分かれて意見を出し合いました。
実施期間	平成27年6月～8月 4回
参加者	公募や各種団体からの推薦等 25名
ファシリテーター	役場職員 8名
概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な業種・年代の方々に参加いただき、活発な意見交換があり、たくさんの具体的な提案が出されました。 ・参加された住民のみなさんからは「ワークショップは意見が出しやすかったため、今後も積極的にやってもらいたい」「出された意見をひとつでも多く実行してもらいたい」「様々な方々の意見を聞いたこと、顔見知りになれたことは有意義だった」などの感想をいただきました。

各種団体意見交換	
目的等	町内で様々な活動を行っている各種団体の代表の方に集まっていただき、団体活動の視点から、「町と一緒に取り組みたい活動や取り組みができる活動」、「町の良いところ・悪いところ」、「まちづくりへの提案」などをテーマに意見交換を行いました。
実施期間	平成27年9月
対象	15団体 [産業振興] 商工会、観光協会、農事組合、遠賀漁業協同組合 [コミュニティ] 区長会、婦人会、老人クラブ連合会、文化協会、体育協会 国際交流協会 [教育・福祉] 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、四校PTA連絡協議会、青少年健全育成町民会議、人権・同和教育研究協議会
概要等	[共通する課題や意見] ・参加者の固定化、高齢化 ・がんばっている人や団体等を評価する仕組みも必要 ・やりがいを感じてもらえるような取り組み（多少のインパクト）も必要 ・町のPRが重要

後期基本計画策定審議会	
目的等	これまでの取り組みの中から出された意見や提案をもとに、今後5年間にやるべき取り組み等を議論しました。特に、住民ワークショップの結果を中心に全体バランスを考慮し、合意形成を図りました。
実施期間	平成27年9月～平成28年2月
開催回数	4回開催 ・後期基本計画の目的、これまでの取り組みについての把握 ・現状と課題を踏まえた後期基本計画の施策審議 ・素案の審議 ・パブリックコメントを踏まえた案のとりまとめ

パブリックコメント	
目的等	パブリックコメントとは、町の重要な計画を策定していく過程で、その目的や趣旨・内容を住民の方に公表し、住民の方の意見を出していただく手続きのことです。出された意見に対して町の考え方を回答するとともに、計画に反映できるものは素案等を修正することで対応いたしました。
実施期間	平成28年1月～平成28年2月
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報に概要を掲載 ・町のホームページに詳細版を掲載 ・町内の各施設に素案（全文）とわかりやすくまとめた概要版を配置 ・審議会委員が所属する各種団体、ワークショップや団体意見交換に参加いただいた方が属する各種団体、中学生などに概要版を配布

3 芦屋町総合振興計画審議会条例

○芦屋町総合振興計画審議会条例

昭和45年3月31日条例第10号

改正

昭和53年6月13日条例第51号

平成9年3月24日条例第3号

平成11年3月24日条例第3号

平成17年2月18日条例第2号

平成20年9月25日条例第33号

芦屋町総合振興計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第2条 町長の諮問に応じて、芦屋町の総合振興計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、芦屋町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であっても委員が任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めるときは、審議会に部会をおくことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は部会委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月13日条例第51号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第3号)

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年2月18日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

4 芦屋町総合振興計画審議会委員

[敬称略・順不同]

氏名	選出団体	備考
石川 智雄	区会長	会長
岩本 浩	住民参画推進会議	
仁田原 真穂	婦人会	
伊藤 亜希子	教育委員会	
安部 知彦	社会福祉協議会	
石松 貢	老人クラブ連合会	
浅井 陽子	子ども・子育て会議	
木原 保則	農業委員会	
中西 隆雄	漁業協同組合	
野添 光弘	観光協会	副会長
黒山 敏治	商工会	
藤崎 英毅	都市計画審議会	
川上 登美江	行政改革推進委員会	
内海 猛年	芦屋町議会	
貝掛 俊之	芦屋町議会	
田中 信代	芦屋町男女共同参画審議会	
新郷 綾子	一般公募	





| 制 作 | 平成 28 年 3 月

芦屋町 企画政策課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

TEL : 093-223-0881 (代) FAX : 093-223-3927

URL : <http://www.town.ashiya.lg.jp/>